

## 議案第19号

### 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

### 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例

川崎市貸切自動車条例（平成17年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「7, 680円」を「11, 000円」に、「170円」を「260円」に改め、同条第2項の表中「3, 080円」を「4, 080円」に、「40円」を「60円」に改める。

第3条中「3割以内で」を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

### 参考資料

### 制 定 要 旨

貸切自動車の運賃及び料金の改定を行うこと等のため、この条例を制定するものである。